

募 集



保育園会計年度任用職員 (保育士・看護師)募集

WEB 1009259

保育士

勤務時間 ①午前7時30分～午後7時(うち7時間以内勤務、休憩1時間有)、週3～5日(月～土曜日)

短時間 ②午前10時～午後2時頃、週3～5日(月～金曜日)

応募資格 保育士資格を有する方

看護師

勤務時間 午前8時～午後4時30分(うち7時間以内勤務、休憩1時間有)、週3～5日(月～土曜日)

応募資格 看護師免許を有する方

共通事項

勤務地 市立保育園(9園のいずれか)

詳細は市公式ウェブサイトにてご確認ください。

問合せ・提出先

保育課 ☎485・5988

戸籍・届出



住民票の写し等の第三者交付に係る「本人通知制度」のご案内

不正請求や不正取得による個人の権利の侵害防止を図ることを目的として、本人通知制度を実施しています。

事前登録した本人の住民票の写し、戸籍謄本などを本人の代理人や第三者による請求に基づいて交付したとき、登録した本

人に交付した事実をお知らせする制度(国または地方公共団体の機関からの請求は通知の対象外)です。なお、住民票の写し等を交付した第三者などの個人に関する情報は通知されません。

登録窓口 市民課

登録できる方

- ・市に住民登録されている方、または、住民登録されていた方(平成26年6月19日以前に転出された方は登録不可)
- ・市に本籍がある方、または、本籍が過去にあった方
- ※死亡された方は対象となりません。

登録に必要なもの

- ・登録する本人がお越しになる場合
本人確認書類(運転免許証、旅券、マイナンバーカードなど)
- ・代理人がお越しになる場合
委任状と代理人の本人確認書類、登録希望者の本人確認書類(コピー可)
- ・法定代理人がお越しになる場合
戸籍謄本など関係を証明する書類と法定代理人の本人確認書類

問 市民課 ☎444・3167

パートタイム会計年度任用職員 (放課後児童支援員・補助員)募集

WEB 1000654

業務内容 児童クラブ運営業務

勤務日数 週2～3日

勤務時間 午後2時30分頃～7時
※土曜日、学校休業日等は午前7時30分～午後7時(うち6時間程度・交代制)

応募資格 放課後児童支援員認

定資格、保育士、幼稚園・小中学校教諭、社会福祉士の資格を有する方。補助員については特になし。

賃金 市の規定に基づき支給

※通勤手当は距離に応じて支給

勤務地 市立児童クラブ実施施設

提出書類 履歴書(写真貼付)、資格証の写し

※書類提出後、面接のうえ決定します。

問 七宝地区 七宝児童館

☎442・2550

美和地区 美和児童館

☎443・5454

甚目寺地区 甚目寺北児童館

☎445・1367

子育て



児童手当支給日のご案内

令和7年12月定期支払の支給日は、12月10日(水)です。通帳記帳等で入金のご確認をお願いします。

問 子ども福祉課 ☎444・3173

ファミリー・サポート・センター依頼会員募集

お子さんの送迎や一時預かりを地域の方をお願いしてみませんか？

登録説明会 無料託児あり、要予約

日時 12月22日(月)午前10時～11時30分

場所 美和公民館

対象 生後4か月から小学校6年生までのお子さんがいる市内、または大治町内在住、または在勤の方

※登録説明会への参加が必要
(都合がつかない場合は要相談)
※妊婦さん、または生後4か月
未満のお子さんをお持ちの方
も仮登録可能

定員 12人

申込 説明会の3日前まで(託
児を希望する場合は、8日前
まで)

- ・電話(日・月曜・祝日を除く)
- ・LINE トークで「12月22日
説明会申込み、氏名、電話
番号、託児の有無(有は名前、
よみがな、生年月日、性別)」を記入し、右記公式LINEへ送信



問 あまっ子はるっ子ふぁみさぽ
センター事務局(七宝公民館
内) ☎462・0150(日・月曜・
祝日休み)

令和8年度及び春休み 児童ク ラブ利用の申込を受け付けます

WEB 1008326

対象児童 保護者が労働等によ
り昼間家庭にいない市内の小
学校に就学している児童

書類配布開始

11月25日(火)

※利用申込に関する書類は、各
児童館・子ども福祉課で配布
しています。

また、市公式ウェブサイトにも
書式を掲載しています。

必要書類 クラブ登録申請書、
父・母(同居の祖父母)の就労
証明書

※指定の書式にて提出してくだ
さい。

※同居の祖父母の就労証明書に
ついては、就労している場合、

年齢に限らず提出してくださ
い。優先順位に反映させてい
ただきます。

受付期間 令和8年1月6日(火)
～17日(土)

受付方法・場所

・電子申請による申込
み(事前の登録が必
要)



・紙による申込み
各児童館へ直接提出してくだ
さい。

(受付時間：午前9時～午後5
時、日曜・祝日閉館)

その他 申込多数の場合は、選
考により利用者を決定します。

令和8年度の利用について

利用期間 令和8年4月1日(水)
～令和9年3月31日(水)

※日曜・祝日・年末年始(12月29
日～1月3日)は閉所

利用時間 午前7時30分～午後
7時

※早朝・延長利用時間(1日100
円)

・午前7時30分～8時

・午後6時30分～7時

負担金

・毎月5,000円

(8月のみ8,000円)

一世帯で2人以上同時利用の
場合は、2人目以降の負担金
を半額とします。

春休みの利用について

利用期間 3月修了式翌日から
4月始業式前日まで

※日曜日は閉所
(新1年生は4月1日から)

負担金

・3月春休み期間2,500円

・4月春休み期間2,500円

※春休み利用につきましては、

3月利用分と4月利用分の申
請が必要です。

問合せ先

七宝児童館(七宝小・宝小・伊
福小・秋竹小)

☎442・2550

美和児童館(美和小・正則小・
篠田小・美和東小)

☎443・5454

甚目寺中央児童館(甚目寺東小)

☎442・8036

甚目寺南児童館(甚目寺南小)

☎443・1753

甚目寺西児童館(甚目寺西小・
甚目寺小)

☎442・0083

子ども福祉課 ☎444・3173

税



家屋の取り壊し・土地の利 用状況の変更などをお知ら せください

固定資産税は、毎年1月1日
が賦課期日となっています。そ
のため令和7年12月末日までに、

- ・家屋の全部または一部を取り
壊した場合
- ・新增築した場合
- ・未登記家屋を名義変更した場
合
- ・土地の利用状況を変更した場
合

は、税務課までご連絡ください。

問 税務課 ☎444・0509

保険・年金



年金生活者支援給付金の請求手続きについて

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入や所得額が一定基準以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるもので、受け取りには請求書の提出が必要です。

支給要件

- ①65歳以上かつ市町村民税非課税世帯の老齢基礎年金受給者のうち、前年の公的年金等の収入額(※)とその他所得額の合計が約88万円以下であること
 - ②障害基礎年金、遺族基礎年金受給者のうち、前年所得(※)が約472万以下であること
- ※障害年金・遺族年金等の非課税収入は含まれません。

令和7年4月1日時点で支給要件を満たしていた方

日本年金機構から請求手続きのご案内が送られています。令和8年1月4日までに請求手続きが完了しますと、令和7年10月分からさかのぼって受け取ることができますので、未提出の方はお早めにご提出ください。

令和7年4月2日以降に、世帯の構成・前年所得等が変わって、支給要件を満たさなくなった方

日本年金機構から請求手続きのご案内は送られませんので、基礎年金番号のわかるものを用意のうえ、お問い合わせください。

問 給付金専用ダイヤル
☎0570・05・4092

ねんきんダイヤル

☎0570・05・1165

中村年金事務所

☎453・7200

保険医療課 ☎444・3168

年金相談『相談無料・事前予約制』年金に対する疑問にお答えします

中村年金事務所の職員による年金相談を開催します。

相談は予約制となりますので、保険医療課へ事前にご予約をお願いします。

なお、相談内容が相談者以外のものである場合は、親子や夫婦など親族に関する相談であっても、ご本人の委任状が必要になります。

日時 12月23日(火)午前10時～正午、午後1時～3時

場所 市役所

予約受付枠 最大8枠

相談内容により相談時間が変動しますので、対応できる件数に達しましたら予約を締め切ります。

予約受付期間

12月3日(水)～10日(水)
午前8時30分～午後5時15分
(土・日曜日を除く)

予約方法

電話または保険医療課窓口にて受付

※予約確定した方には、相談開始時間や持ち物等を、別途ご案内します。

問 保険医療課 ☎444・3168

福祉



手当支給日のご案内

12月は、在宅重度障害者手当の支給月です。

振込み予定日は、12月25日(木)ですので、ご確認ください。

問 障がい福祉課 ☎485・5980

軽度・中等度難聴児の方への補聴器購入費等を助成します

軽度・中等度難聴児に対し、言語の習得や健全な発達を支援するために、補聴器の購入または修理にかかる費用の一部の助成を行っています。

対象児童

次の要件を全て満たす方が対象になります。

- ①市内に住所を有する18歳未満の方
- ②聴力レベルが30デシベル以上の方で身体障害者手帳の交付の対象とならない方
- ③医師意見書により、補聴器の装用により言語の習得等に一定の効果が認められる方
- ④対象児童の属する世帯に市町村民税所得割46万円以上の者がいないこと

助成額

補聴器購入(修理)費基準額の範囲内で3分の2にあたる金額を助成します。申請手続きや必要書類など、詳細につきましてはお問い合わせください。

なお、事前申請の制度となりますので、必ず購入前にご相談ください。

問 障がい福祉課 ☎485・5980

【障害者週間について】

毎年12月3日から9日までは、障害者週間として定められています。障がいのある方への理解を深め、障がいの有無にかかわらずお互いに尊重し、支えあう社会を作りましょう。

その一環として、市内児童発達支援・放課後等デイサービス事業所にて作成した作品を展示します。

期間 12月3日(水)～9日(火)
(土・日曜日は除く)

場所 市役所1階エントランス

問 障がい福祉課 ☎485・5980

【12月の福祉ショップ「あま結び」】

WEB 1009160

市内障害福祉サービス事業所等で作った物品を市役所で販売します。

日時 12月17日(水)午前11時～午後1時(商品がなくなり次第終了)

場所 市役所1階エントランス
※出店事業所及び販売品については、市公式ウェブサイトをご覧ください。

問 障がい福祉課 ☎485・5980

人 権



【人権擁護委員再任のお知らせ】

令和7年10月1日付で松井匡人委員が法務大臣より委嘱をされ、人権擁護委員活動を引き続きお願いすることとなりました。任期は3年になります。人権に関するお悩みなどありましたら、お気軽にご相談ください。

問 人権推進課 ☎444・0398

【あなたの街の相談パートナー人権擁護委員】

人権について関心をもってもらえるような啓発活動や、地域の皆さんから人権相談を受け、問題解決のお手伝いをしています。ひとりで悩まずに、人権擁護委員にご相談ください。

また、市では、日ごろ人権問題で悩みを抱えている方のために、人権相談所を毎月開設しています。相談は無料・秘密厳守です。お気軽にご相談ください。

人権相談日につきましては、広報の「今月の相談案内」をご覧ください。

みんなの人権110番

☎0570・003・110

こどもの人権110番

☎0120・007・110

女性の人権ホットライン

☎0570・070・810

LINE じんけん相談



問 人権推進課 ☎444・0398

【毎年12月4日～10日は人権週間】

毎年12月4日からの人権週間には、人権意識の普及や高揚を目的とした行事が全国で行われます。

市民の皆さんに人権に関する正しい認識と理解を深めていただくため、市役所1階市民活動スペースにて人権週間パネル展示を実施します。

期間 12月4日(木)～10日(水)

場所 市役所1階市民活動スペース

問 人権推進課 ☎444・0398

【ブルーリボンを知っていますか】

ブルーリボンとは、拉致被害者を取り戻すためのシンボルマークです。ブルーリボンの青色は、被害者の祖国日本と北朝鮮を隔てる「日本海の青」、被害者と家族を唯一結んでいる「青い空」をイメージしています。北朝鮮による拉致被害者の御家族は、愛する家族を取り戻すため、懸命な活動を続けています。毎年12月10日から16日の北朝鮮人権侵害問題啓発週間には様々な行事が行われます。拉致問題についての関心と認識を深めていくことが大切です。

問 人権推進課 ☎444・0398

健 康



【まだ間に合います！あま健康マイレージにチャレンジ】

健康づくりを応援するため「あま健康マイレージ事業」を今年も行っています。健康マイレージチャレンジシートは、受付窓口に設置してありますので、健康づくりに取り組み、ポイントを貯めて、健康とお得な景品をゲットしよう！

期間 12月20日(土)まで

受付窓口 七宝・美和・甚目寺保健センター、七宝・美和・甚目寺公民館、七宝・甚目寺総合体育館、七宝焼アートヴィレッジ、市役所、人権ふれあいセンター、森・新居屋・本郷憩の家

対象 市内在住、在勤、在学の方

問 健康推進課 ☎443・0005

献血にご協力ください

血液は人工的に作ることができず、長期保存もできません。病気やけがで血液製剤を必要とする方々は、皆さんの善意の献血により救われています。

献血は命を救う身近なボランティアです。皆様のご協力をお願いいたします。

日時 12月15日(月)

午前9時30分～正午、午後1時30分～4時

場所 市役所1階

対象 17歳から69歳(採血量は400mlとなります)

問 健康推進課 ☎443・0005

寄 附



寄附のお礼

岐阜信用金庫美和支店

支店長 加藤厚志 様

地域振興活動のため

甚目寺総合体育館資材(モップ6本)

株式会社ドクターヤン 様

市のために

卓球台 1台

ご厚意ありがとうございました。

問 財政課 ☎444・1714

環境・衛生



宅配ボックス設置費補助金について

WEB 1010258

再配達に係る配達業者の負担軽減及び脱炭素化の推進を図るため、宅配ボックスの購入費・設置に係る費用の1/2(上

限10,000円)を補助しています。なお、補助金には予算の上限があります。

○補助対象者

全ての要件を満たす人

- ・市内に住民票があり、そこで居住していること
- ・宅配ボックスを購入し、自宅敷地内に設置すること
- ・市税を滞納していないこと
- ・暴力団員等でないこと

○補助対象となる宅配ボックス

- ・耐久性及び防水性があり、宅配物を安全に保管できるもの
- ・盗難防止のため、容易に動かせないように対策したもの
- ・未使用の新品であるもの
- ・令和7年4月1日以降に購入・設置したもの
- ・現金、クレジット決済等で支払うこと(ポイント等利用は対象外)

※申請方法等の詳しい内容は、市公式ウェブサイトでご確認ください。

問 環境衛生課 ☎444・3132

あま市リサイクルステーション

毎日午前9時～午後5時(土・日曜・祝日含む。ただし、12月31日から翌年1月3日までは除く)

※市立昭和保育園横にて開設しています。

通常の資源ごみはもちろん、あま市リサイクルステーション限定の回収としてごみ袋不要のまま排出できる、下記のものも取り扱っています。通常の不燃ごみとしての搬出は控え、こちらの搬出にご協力ください。

- ・使用済み小型家電

市指定不燃ごみ袋内に収納できるもの。収納できなければ、通常の粗大ごみ。

・水銀使用廃製品

内部に水銀の含有があるもののみ。含有がなければ、通常の不燃ごみ。

問 環境衛生課 ☎444・3132

犬の散歩時は、必ずフンの後片付けを

散歩は、犬にとって大切な運動です。しかし、きちんとフンを片付けないと、近隣の方々の迷惑になってしまいます。私有地でそのまま放置となっている所をよく見かけます。トラブルを防ぎ、地域環境を良くするためにもフンの後片付けはしっかり行い、必ず自宅まで持ち帰りましょう。飼い主にとっては気にならなくても、不快に感じる方々もいます。近隣の生活環境への迷惑を想像し、日頃から適切なしつけをしておきましょう。

ペットは大切な家族の一員です。人々とペットが楽しく暮らせるよう、飼い主一人ひとりがマナーをきちんと守りましょう。

問 環境衛生課 ☎444・3132

下水道



合併処理浄化槽設置整備事業補助金制度

WEB 1004715

既設の単独処理浄化槽またはくみ取便所から、合併処理浄化槽へ転換される方に設置費の一部を補助する制度です。

補助金対象区域

公共下水道の事業計画区域外の区域

補助金の交付対象者

対象区域内に居住し、住所を有する者が、既設の単独処理浄化槽またはくみ取り便所の使用を廃止し、かつ専用住宅に合併処理浄化槽を設置する者。

※他諸条件あり

補助金の額

補助金の額は、合併処理浄化槽の設置等に要する費用に相当する額とし、次の区分に応じ、限度額があります。

人槽区分	限度額
5人槽	33万2千円
6～7人槽	41万4千円
8～10人槽	54万8千円

なお、撤去する場合は、その撤去に要する費用または9万円のいずれか低い額を加算します。

また、宅内配管工事を施工する場合は、その宅内配管工事に要する費用または10万円のいずれか低い額を加算します。

申請される方へ

補助金の申請は、毎年度予算の範囲内で、先着順に受け付けます。

問 下水道課 ☎441・7116

都市計画



都市再生整備計画事後評価(原案)を公表します

名鉄木田駅周辺において、令和2年度に策定した都市再生整備計画(木田駅周辺地区)に基づき、令和3年度から本年度までの5年間をかけて、地下式調整池や幹線水路、都市計画道路木田駅前線などの整備を進めて

おります。このたび計画の達成状況の検証や今後のまちづくりの方策などを検討した事後評価(原案)をまとめました。

12月15日(月)から26日(金)までの期間、市公式ウェブサイト及び都市計画課(土・日曜日を除く)にて公表します。

問 都市計画課 ☎441・7112

名古屋都市計画 生産緑地地区の変更案の縦覧

生産緑地地区の変更案の次のとおり縦覧します。

縦覧期間中、この案に意見のある方は市に対して意見書を提出することができます。

日時 12月11日(木)～25日(木)

午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日を除く)

場所 市役所都市計画課

問 都市計画課 ☎441・7112

生産緑地地区について

生産緑地地区についてのご質問、ご相談は、都市計画課までお問い合わせください。

問 都市計画課 ☎441・7112

防 犯



あま市月別 窃盗犯発生状況(暫定値)

手 口	令和7年 9月中 認知件数	前月比
侵入盗(空き巣など)	10件	+1件
乗物盗(自動車盗など)	34件	+14件
非侵入盗 (車上ねらいなど)	13件	△10件
計	57件	+5件

問 危機管理課 ☎444・0862

年末の安全なまちづくり県民運動

12月11日(木)～20日(土)

運動の趣旨

この運動は、県民一人一人が防犯意識を高め、県民総ぐるみの安全なまちづくり活動を広く県民運動として推進し、犯罪を起こさない環境づくりに取り組むことにより、安全に安心して暮らせる社会の実現を目指します。

重点

- 特殊詐欺の被害防止
- 侵入盗の防止
- 自動車盗の防止

問 危機管理課 ☎444・0862

年末にかけて防火点検を!

毎年、寒さが厳しい時期になると、暖房器具等を使う機会が増え、火に対する注意が必要になります。

消防団では、12月28日(日)から年末の夜間特別警戒を実施します。ご

家庭でも火を使った後や、お出か

け前、お休み前にはもう一度火



の元を確かめ、防火に努めましょう。

問危機管理課 ☎444・0862

避難所の運営について

WEB 1002242

市内42区で自主防災会を組織し、活動をしていただいております。発災時には、自主防災会に避難所の運営を行っていただくことも想定されます。避難所運営が長期化する場合には、自主防災会が避難所運営の中心となることで、市行政はより早く災害からの復旧・復興に取り組むことができます。日頃より地域の自主防災活動に興味を持ち、公助のみならず、自助・共助を心がけ、いざというときに備えるようにしてください。〈参考〉市公式ウェブサイトの「あま市避難所運営マニュアル活用の手引き」をご覧ください。

問危機管理課 ☎444・0862

あま市消防団員募集！

この街を火災や災害から守るためにはみなさんの力が必要です。

●消防団とは？

条例に基づいて市が設置している消防機関です。消防団員は他に職業や学業を持ちながら、火災発生時の消火活動や地震、風水害などの自然災害における救助活動、避難誘導などを行うとともに、平常時には災害時に備え日々訓練を行っています。また、防火啓発、年末の夜間特別警戒など地域の安全安心のために活動しています。

●主な待遇

消防団員の身分は、非常勤の特別職の地方公務員です。災害時の出動手当、教育・訓練時の出動手当及び年額報酬等（年間43,000円～）が支給され、勤務中は災害補償制度が適用されます。また、一定期間以上勤務し、退団した場合は、退職金が支給されます。



●対象条件

市内に在住もしくは在勤で18歳以上の健康で身体を動かすことに支障がない方

申・問危機管理課 ☎444・0862

家具転倒防止器具の取付支援

WEB 1002241

家具転倒防止器具の取付支援を行っています。取付を希望する方は、危機管理課へお申し込みください。

対象（同一年度に1回まで）

- ①高齢者（65歳以上）の属する世帯
- ②身体障がい者手帳、療育手帳、または精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている者の属する世帯
- ③中学生以下の子どもとその母親のみの世帯

受付期間 令和8年2月27日（金）まで（土・日曜・祝日・年末年始を除く）

※予算が無くなり次第終了となります。

事業の内容等 家具転倒防止器具（L字金具）により、木製家具や冷蔵庫（3点まで）を柱・壁等に固定します。

※ピアノ、仏壇等は対象外です。

問危機管理課 ☎444・0862

防災情報メールに登録してください

WEB 1002240

市では、災害時のさまざまな情報を配信しています。（登録料無料）

○登録先メールアドレス及び登録方法
bousai.ama-city@raidenn.ktaiwork.jp



①新規メールに宛先を入力し、件名・本文は入力せず送信してください。

②返信されたメール内のアドレスにアクセスし、登録してください。

※1 受信設定をしている方は、ドメイン指定を解除してください。

※2 メール受信に係る通信料は、利用者負担です。

※3 登録ができない場合は、危機管理課へお問い合わせください。

問危機管理課 ☎444・0862

交通安全



令和7年中交通事故死亡者数

地 域	死者数
愛知県	78人
津島警察署管内	2人
あま市	0人
令和7年9月末現在	

問土木課 ☎441・7113